

## 「防火点検日」実施規程

(目的)

第1条 各事業所等を火災から守るため、「防火点検日」を定め、防火に関し事業所ごとに点検を行い、火災予防に努めるものとする。

(対象)

第2条 中濃地区防火協会加入の事業所等とする。

(点検実施日)

第3条 毎月15日を実施日とする。

2 前項の点検日が、日曜日又は祝祭日にあたる場合は、翌日を点検日とする。

(点検内容)

第4条 防火点検日には、次の点検等を実施する。

- (1) 消防用設備等の点検及び整備
- (2) 自衛消防組織の確認と訓練の実施
- (3) 防火管理に関する研修等の実施
- (4) 火気取扱場所及び危険物保管場所等の安全点検
- (5) 会員間の情報交換
- (6) その他火災予防に必要な点検

(掲出)

第5条 各事業所等は、「防火点検日」入りのチラシ（別図）を掲出する。

(実施方法)

第6条 防火管理者等は、具体的実施事項について、年間計画を定め実施するものとする。

2 訓練等実施する場合、必要により消防機関と連携を保つものとする。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、会長が別にこれを定める。

附 則

この規程は、昭和56年12月2日より施行する。

附 則

この規程は、令和4年5月25日より施行する。

別図

